

貝塚市公告第 47 号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和8年4月 16 日

貝塚市長 牛尾 治朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 貝塚市交通安全施設整備工事(単価契約)
- (2) 工事場所 貝塚市 市内一円 地内
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月 31 日まで
- (4) 工事概要 車両防護柵工 1式、横断・転落防止柵工 1式、道路反射鏡設置工 1式、  
区画線・路面標示設置工 1式、舗装工 1式、附帯工 1式
- (5) 週休2日工事 対象外

2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

次の項目をすべて満たしている者

- (1) 貝塚市内に本店を有し、「土木一式」かつ「とび・土工・コンクリート」工事に係る建設業の許可を得た者であって、貝塚市において両業種の入札参加資格登録を行っている者。
- (2) 技術者等について次の条件を満たしていること。
  - ①建設業法別表第1上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハ(主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者要件)に該当するものを2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。
  - ②常用労働者を2名以上直接雇用していることを証明できる者であること。  
(①の技術者と兼務可とする。ただし、代表者又は事業主は含まない。)
  - ③常時3名以上の緊急連絡できる者を配置し、緊急連絡体制表を提出できる者であること。
- (3)トラック(積載重量2t以上)又はダンプトラック(積載重量2t以上)を、所有又は1年以上の長期賃貸契約(リース会社)により、貝塚市内に1台以上保有していることを証明できる者であること。
- (4) 貝塚市建設工事入札実施要綱第4条第2項に該当しない者。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者。(更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く。)

(6)雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

### 3 契約条項掲示場所

貝塚市総務部契約検査課(市役所本庁4階)

### 4 応募受付期間・方法

令和8年4月27日(月)から令和8年5月1日(金)の期間に、簡易書留等必ず記録が残る方法で郵送することとし、提出期限は令和8年5月1日(金)午後4時必着とする。

なお、窓口持参による提出を可能とするが、持参の場合の受付時間は各日(祝日は除く)とも午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。

### 5 郵送送付・窓口受付場所

16 問合せ先とする。

なお、郵送の場合、送付先の宛名面には「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

### 6 入札参加資格者の審査結果

入札参加資格の審査結果は、令和8年5月15日(金)にFAXにより申込者へ通知する。

### 7 入札参加資格者公表日

令和8年5月15日(金) 契約検査課掲示板に掲示

### 8 設計図書等配付及び入札日

#### (1)設計図書等配付

設計図書等は、貝塚市ホームページにて公開する。ホームページにおける公開方法、閲覧方法等については、入札参加資格を得た者に令和8年5月15日(金)にFAXにより通知する。なお、現場説明は実施しない。

#### (2)入札

日時 令和8年6月9日(火) 午前10時00分

会場 貝塚市役所第2別館2階 入札室

### 9 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第18条に該当する入札を行ったもの。

### 10 入札保証金

貝塚市契約規則第7条第2号に基づき免除とする。

- 11 最低制限価格  
地方自治法施行令第 167 条の 10 第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける。
- 12 契約書の要否  
工事請負契約書は必要とする。
- 13 入札回数 1回とする。
- 14 工事費積算内訳書  
入札時に、入札金額の根拠とした工事費積算内訳書を提出すること。  
(詳細は設計図書等配付時の指示による。)
- 15 提出すべき書類
  - (1) 条件付一般競争入札参加申込書
  - (2) 条件付一般競争入札参加受付票
  - (3) 2入札応募資格(2)及び(3)に係る書類一式(様式第2号、第3号、第4号)  
添付書類は各様式に記載のとおり。
  - (4) 郵送の場合は返信用封筒(宛先記入、切手貼付済のもの)
- 16 問合せ先  
〒597-8585 貝塚市畠中1丁目 17 番 1 号  
貝塚市役所 総務部 契約検査課 工事担当(市役所本庁4階)  
電話:072-433-7321(直通)